

## 「CP Lab. 公募プログラム —海外展開と協働のための実践公募—」

### Q&A Vol. 2

2026.6.1 公開

#### ① 中間支援人材について

**Q1:** 「中間支援人材」とはどのような方を指しますか。求められるキャリアや定義、想定されている人物像について教えてください。

**A:** 「中間支援人材」としては、アーティストやクリエイターに伴走して活動を支える方を幅広く想定しています。例えば、広報、編集、コーディネーター、プロデューサーなど、狭義の作品制作そのもの以外を担う方が該当します。分野によって多様な形があり得るため、柔軟に対応いたします。

**Q2:** アーティストが申請主体となる場合において、「中間支援人材」とは、CP Lab. 事務局が紹介、配置する人材を想定しているのでしょうか。それとも、応募者自身で選任する必要がありますか。

**A:** 本公募では、中間支援人材を含むチームによる活動を募集対象としています。したがって、CP Lab. 事務局から人材の紹介や配置を行うことはありません。各申請者において、中間支援人材を含むチームを編成のうえ、ご応募ください。

**Q3:** 中間支援人材のキャリアアップ等について、申請書にはどの程度盛り込むべきでしょうか。クリエイターが目指す到達点とは異なるため、申請内容への落とし込みが難しいと感じています。

**A:** 中間支援人材のキャリアアップを独立して捉えるのではなく、事業全体を通じてどのような成果や蓄積につながるかをご説明ください。

**Q4:** 中間支援人材は、ギャラリーのキュレーターなど、商業的な分野に属している方でも良いでしょうか。

**A:** はい、問題ありません。

## ② 海外在住または外国籍のメンバーについて

**Q5:** チームのメンバーに海外在住者が含まれていても問題ないでしょうか。また、外国籍のメンバーについてはどうでしょうか。

**A:** チームのメンバーに海外在住者が含まれていても問題ありません。ただし、申請者は、日本国内に本部または主たる拠点を有している必要があります。  
外国籍のメンバーについて、本事業は「文化芸術活動基盤強化基金 クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)」の一環として実施するものです。クリエイター等支援事業における「育成プログラムの対象者」は「原則として日本国籍または日本の永住資格を有する者のみ」となっております(『文化芸術活動基盤強化基金 クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)募集要領(分冊4)』p.3 参照)。育成対象となる方については、上記の条件を満たす必要がございます。また、申請者についても同様です。ただし、チームの中に外国籍の方が含まれることに支障はありません。

**Q6:** 海外在住または外国籍のメンバーに対して、報酬を支払うことは可能でしょうか。

**A:** はい、可能です。

## ③ 対象経費について

**Q7:** 中間支援人材に対する謝金や報酬を予算に計上しても良いでしょうか。

**A:** はい。なお、計上にあたっては、金額の根拠をご説明いただくなど、客観的な妥当性を示してください。

**Q8:** 中間支援人材への外注費については時給換算などで示す必要があるのでしょうか。

**A:** 必ずしも時給換算で積算根拠を示す必要はなく、適切に妥当性が説明できる形で記載していただければ差し支えありません。

**Q9:** 作家本人に対する支払い(例:設計費や作曲料など)は認められるのでしょうか。

**A:** はい、可能です。企画制作作業費として計上してください。なお、計上にあたっては、金額の根拠をご説明いただくなど、客観的な妥当性を示してください。

**Q10:** 稽古場の借料が対象外となるのは、自ら設置・管理する稽古場の場合のみでしょうか。

**A:** はい、そのとおりです。外部から賃借する稽古場の利用料は、「借損料」として計上可能です。

Q11: 海外渡航費は「旅費」に分類されるのでしょうか。それとも「企画制作費」に含めるのでしょうか。

A: 旅費として計上してください。展覧会や公演に伴う渡航費のみならず、リサーチやミーティング等のための移動に要する交通費についても同様です。

Q12: 「美術作品の製作に係る報酬」とは何ですか。対象経費に含まれないのはなぜですか。

A: 本公募における対象外経費は、「文化芸術活動基盤強化基金」による「クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)」の基準に則って整理しております。より詳細については、文化芸術活動基盤強化基金事務局へお問い合わせください。

Q13: パフォーマンスの制作に係る費用は、「美術作品の製作に対する報酬」に含まれるのでしょうか。

A: いいえ、無形の作品の制作費は該当いたしません。

#### ④ 対象ジャンルについて

Q14: 今回の公募事業において、募集対象が工芸、建築、メディア芸術の分野となっているのはなぜでしょうか。

A: CP Lab. は、「文化芸術活動基盤強化基金」による「クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)」のうち「デザイン等分野」の事業として採択され、工芸、建築、メディア芸術を主な活動分野としています。これらの分野については、従来、京都芸術センターにおいて、必ずしも重点的に取り組めていた領域ではなかったため、ノウハウやネットワークをさらに広げていきたいと考え、選定しました。

Q15: 募集対象分野は、「工芸、建築、メディア芸術、またはそれらを横断する複合的な表現」とありますが、対象となる活動について、もう少し具体的に教えてください。

A: Q14:への回答の通り、CP Lab. は「デザイン等分野」の事業として活動しています。そのため、例えば、絵画、彫刻、ダンスなど単体の企画は、対象としがたい場合があります。ただし、映像やインスタレーションといった手法により、三分野と何らかの形で複合している場合は対象です。なお、メディア芸術は必ずしもデジタル技術を活用した表現に限定されるものではなく、映像や音響、光、空間、機械装置など多様なメディアを用いた表現を広く含みます。

## ⑤ 事業内容について

**Q16:** 発表の形式が特に定められていませんが、学会での発表でも問題ないでしょうか。

A: 本事業では広く一般に公開されることを前提としております。そのため、一部の関係者に限定される学会等の場における発表のみではご応募の対象となりません。

**Q17:** ウェブ上で完結している発表・成果物でも対象となりますか。

A: 一般に広く公開されており、その発表方法が事業の趣旨に照らして効果的であると認められる場合には、対象となり得ます。

**Q18:** すでに進行しているプロジェクトのブラッシュアップや、そのプロジェクトの一環としての新たな海外展開、すでに海外展開を行っているプロジェクトの発展を目的とした企画も、本事業の対象に含まれると考えてよいでしょうか。

A: はい、さらなる発展やステップアップを目的とした企画であれば、対象として問題ありません。

**Q19:** 1年目はリサーチに充て、2年目に成果発表を行うといった構成でも問題ないでしょうか。

A: はい、問題ありません。CP Lab. は「クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)」として2025～2027年度の3か年で採択されていることから、公募事業の実施期間も2027年度までとしています。各年度ごとの具体的な取組内容については、2028年度末までの範囲内で柔軟に設計いただくことが可能です。

## ⑥ 提出書類について

**Q20:** 提出するポートフォリオは、誰のものを想定していますか。

A: 基本的には主たるアーティスト等のポートフォリオを想定していますが、必要に応じて中間支援人材のポートフォリオがある場合には、併せてご提出いただいても差し支えありません。

**Q21:** ポートフォリオや収支予算書、参考資料は形式自由とのことですが、事業実施後の実績報告書については、所定のフォーマットはありますか。

A: 採択決定後に、採択事業者に共有いたします。

Q22: 30代のクリエイターと40代の間支援人材での申請を検討していますが、50代のアドバイザーについてもメンバーとして記載した方が良いでしょうか。また、謝礼等の支払いが発生しない場合でも記載すべきでしょうか。

A: 事業の実現性や広がり適切に判断するため、支払いの有無にかかわらず、関わる方については可能な範囲で記載いただくようお願いいたします。

#### ⑦ その他

Q23: 採択された場合、CP Lab. が実施する報告会等に参加することも考えられますか。

A: ご協力をお願いする場合があります。